

改正商工中金法の施行について

令和 7 年 4 月 1 日
中小企業庁金融課

株式会社商工組合中央金庫法（以下、「商工中金法」という。）については、令和 5 年 6 月に改正案が成立し、公布後 2 年を超えない範囲で施行することとされていることから、令和 7 年 6 月には施行期限を迎えることとなる。

今般の改正商工中金法は、令和 5 年 2 月にとりまとめられた「新たなビジネスモデルを踏まえた商工中金の在り方検討会報告書」（以下、「在り方検討会報告書」という。）の提言を受けた内容となっており、政策金融改革の流れを受けつつ、足下の経営環境を踏まえ、成長を志向する事業者に向けた事業再構築や GX・DX などの前向き投資、スタートアップに対する支援はもとより、コロナ融資の債務増大に直面する事業者の立ち直り支援など、今後一層ニーズが高まる再生支援、事業承継・M&A などの分野において、全国ネットワークを通じて、これまでに蓄積されたノウハウや知見を更に活用していく必要があることから改正を行ったものである。

足下の経営環境は、原材料高や人件費の上昇、人手不足など、中小企業にとって非常に厳しいものとなっており、昨年の倒産件数は 1 万件を超え、廃業件数も一昨年より 1 万件以上増加するといった状況にある。また、コロナ禍に対する資金繰り支援の一環として実施したコロナ借換保証は、今後 2 年間で 8 割が据置期間を終了し、返済が開始する見込みである。こうした状況の中、中小企業の再生支援ニーズは高まりを見せており、商工中金の有する事業再生のノウハウや、事業承継・M&A といったソリューションへのニーズに、最大限応えていくことが政策的にも必要な環境となっている。

このような環境のもとで、商工中金は、在り方検討会報告書に沿って、「半官半民」の弊害を除去し、経営改革で確立したビジネスモデルを更に進化させていく中で、真に中小企業による中小企業のための金融機関として生まれ変わるため、政府保有株式を全部売却し、中小企業組合等のみが株主となる組織に改革することが必要である。そのため、中小企業庁として入札資格を持つ中小企業組合等に対して次回の入札について周知を図ることにより入札参加を促していく。また、財政制度等審議会国有財産分科会におかれては、昨年秋のご審議において商工中金にも入札資格を付与すべきとの方針を示して頂いたが、政府保有株式の残余株式全株について、以下のとおり商工中金が自己株式を買い取る方針が示されている。

（参考：令和 6 年 11 月 15 日付 商工中金プレスリリース（抜粋））

当金庫としては、改正法の施行により、業務範囲を拡大し、これまで以上に中小企業の企業価値向上に貢献してまいります。そのためには、政府保有株式の全部売却が行われることが重要であると認識しております。以上を踏まえ、会社法第 156 条第 1 項及び同第 160 条第 1 項の規定に基づき、2025 年 1 月 21 日に開催予定の当金庫臨時株主総会においてご承認を得た上で、特定の株主である財務大臣が所有する当金庫株式（政府保有株式）の残余株式全株を対象として、自己株式の取得を行うことを決定いたしました。

上記のような情勢を踏まえ、商工中金の政府保有株式について、法施行期限までの間に、円滑に売却手続を進め、改正商工中金法の施行に向けた取組を進めていく必要がある。

(以 上)